

料がこれまでと同額に据え置かれることとなりました。(高所得階層の基準に一部見直し有り。)

・次の者の選任に同意しました。
小平町字小平町383-11
夏井 武

指定管理者の指定

▼小平町望洋台青少年旅行村設置条例の一部改正
・これまで指定管理者において運営を行っていた望洋台キャンプ場が、平成24年度から町の管理運営となることから、直営で運営するために必要な改正を行いました。

▼小平町総合交流ターミナル施設(ゆつたりかん)の管理を行わせようとする事業者の指定
小平町字鬼鹿港町(南)ブルースシステム
代表取締役
竹 中 政 人

▼小平町営住宅管理条例の一部改正
・地域主権一括法による改正公営住宅法が平成24年度から施行されることに伴い、入居資格のうち同居者要件が撤廃され、町の判断により単身入居を認めることができる内容に改正するとともに、入居要件となる所得の条件(これまでと同額)を条例に明文化しました。

指定の期間
平成24年4月1日から5年間

発 委

次の3件は議会の権限に属する案件として総務産業常任委員会(藤田委員長)において慎重な検討を重ね、常任委員会の提出議案として今定例会で可決されました。

▼小平町議会の議決すべき事件を定める条例の制定
・町の総合的かつ計画的な基本構想(小平町総合計画)の策定については、議会の議決を経て定めることが地方自治法で規定されていますが、同法の改正により、その旨の規定が撤廃されたことを受け、町の基本構想・基本計画の策定にあたっては、当然重要な議決事件であると位置づけ、議会の議決を義務付ける条例を制定しました。

・重要な公の施設の長期かつ独占的な利用又は廃止については、議会の議決を要することとされていますが、現在の状況に照らし合わせ、町民生活に密接な関係を持つ「学校」、「診療所」、「水道事業施設」、「下水道事業施設」を特に重要な施設と位置付け、議会の議決を必要とする公の施設に指定しました。

▼地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定について
・町が当事者である訴えの提起や損害賠償額の決定を議会の議決を得ずに町長が専決処分できる上限額について、簡易裁判所における少額訴訟の上限額(60万円)及び現下の情勢等を鑑み、これまでの1件20万円以下から50万円以下に見直すとともに、議会の議決を要した請負契約額の変更を5%以内の額(500万円を超える場合を除く)と定める

同 意
▼監査委員の選任



▼議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の全部改正

平成23年度 一般会計及び各会計補正予算

区 分	既定予算額	補 正 額	補正後の額
一般会計	3,840,844	145,625	3,986,469
後期高齢者医療特別会計	43,102	△ 69	43,033
国民健康保険特別会計	598,709	7,814	606,523
介護保険特別会計	365,451	4,995	370,446
介護サービス事業特別会計	207,211	△ 2,947	204,264
下水道事業特別会計	237,184	△ 2,830	234,354
水道事業会計(収益収支)	118,108	△ 2,135	115,973
総合交流ターミナル施設特別会計	156,311	△ 31,811	124,500

(単位：千円)

意見書案

▼国の出先機関改革に関する意見書

・地域主権改革の一環として、北海道開発局を含む国の出先機関を原則廃止し、地方へ移譲する方針を固めた政府に対し、北海道(小平町)にあつて

条文を加えました。

は基盤整備の立ち遅れによる経済格差の拡大や地域経済へ及ぼす甚大な影響が懸念されることなどから、北海道局・北海道開発局という現行の枠組みを堅持するとともに、地元自治体の意見聴取や十分な情報提供を求める意見書を採択し、政府へ提出いたしました。